

## 静岡理工科大学学則

平成 2年	12月21日	制定	平成13年	2月26日	改正	平成25年	5月28日	改正
平成 3年	9月19日	改正	平成13年	10月 2日	改正	平成26年	2月24日	改正
平成 4年	2月28日	改正	平成14年	9月24日	改正	平成26年	5月27日	改正
平成 4年	9月25日	改正	平成15年	9月29日	改正	平成27年	2月20日	改正
平成 5年	9月18日	改正	平成16年	2月24日	改正	平成28年	2月26日	改正
平成 6年	5月23日	改正	平成16年	9月27日	改正	平成28年	5月26日	改正
平成 6年	9月30日	改正	平成17年	2月25日	改正	平成28年	9月27日	改正
平成 7年	3月27日	改正	平成18年	2月23日	改正	平成29年	2月28日	改正
平成 7年	6月20日	改正	平成18年	12月13日	改正	平成30年	2月27日	改正
平成 7年	9月26日	改正	平成19年	2月23日	改正	平成31年	2月28日	改正
平成 8年	2月27日	改正	平成19年	5月31日	改正	令和 元年	5月31日	改正
平成 8年	9月25日	改正	平成19年	9月27日	改正	令和 元年	9月27日	改正
平成 9年	2月26日	改正	平成20年	2月21日	改正	令和 2年	2月26日	改正
平成 9年	10月 9日	改正	平成21年	2月20日	改正	令和 2年	5月29日	改正
平成10年	4月13日	改正	平成21年	5月26日	改正	令和 3年	2月25日	改正
平成10年	6月30日	改正	平成22年	2月22日	改正	令和 3年	5月25日	改正
平成10年	10月13日	改正	平成22年	5月25日	改正	令和 4年	2月22日	改正
平成11年	9月22日	改正	平成23年	2月22日	改正	令和 6年	2月29日	改正
平成11年	11月 8日	改正	平成23年	5月24日	改正	令和 7年	2月 日	改正
平成12年	2月23日	改正	平成24年	2月24日	改正			
平成12年	5月31日	改正	平成25年	2月25日	改正			

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本学は、学校教育法及び教育基本法に基づき、科学・技術に関する学術を研究教授し、国際的視野と技術者としての使命感を持った向上心溢れる人材の育成、及び実践的創造的研究により社会に貢献することを目的とする。

2 学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定める。

### (名 称)

第2条 本学は、静岡理工科大学と称する。

### (所 在 地)

第3条 本学は、静岡県袋井市豊沢2200番地の2に置く。

## 第2章 学部、学科組織及び収容定員

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本学に次の学部を置く。

理工学部

情報学部

2 各学部に置く学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	80名	320名
	電気電子工学科	70名	280名
	物質生命科学科	60名	240名
	建築学科	50名	200名
	土木工学科	50名	200名
	計	310名	1,240名
情報学部	コンピュータシステム学科	70名	280名
	情報デザイン学科	70名	280名
	計	140名	560名
合 計		450名	1,800名

## 第3章 大学院

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

## 第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は4年とする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

2 編入学者・転入学者の在学期間は別に定める。

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び1年間の授業時間)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

1) 日曜日

2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

3) 春期休業日 3月21日から 4月7日まで

4) 夏期休業日 7月21日から 9月7日まで

5) 冬期休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。

3 学長は必要により、第1項に定める休業日の変更及び臨時の休業日の設定ができる。

## 第5章 入学・退学・転学・留学・休学・転科及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

ただし、特別の事由があると認められる場合は、後期の始めに入学させることができる。

(入学の資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1) 高等学校、もしくは中等教育学校を卒業した者

2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了したと文部科学大臣が認めた者を含む）

- 3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- 4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5) 文部科学大臣の指定した者
- 6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 7) その他、相当の年齢に達し、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第13条 前条の資格がある者で本学に入学を志願する者は、入学願書に別表3に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

（入学者の選考）

第14条 前条の入学志願者について選考を行う。

（編入学）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 1) 大学を卒業した者
- 2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 3) 大学に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者

（再入学）

第16条 本学に一定期間在学した者で本学に再入学を志願する者があるときは、選考のうち相当年次に入学を許可することができる。

（転部・転科及び本学への転入学）

第17条 本学の学生であって、他の学部転部又は所属学部の他の学科に転科を志願するものに対しては、選考の上、許可することがある。

- 2 他の大学の学生であって本学に転入学を志願する者に対しては、選考の上、許可することがある。
- 3 前2項の規定により、転部・転科及び転入学を許可された者の既修得単位と在学期間の通算については教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第18条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、所定の書類を提出して入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(退学、他の大学への転入学)

第19条 学生が退学又は他の大学に転入学しようとするときは、その理由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転入学願を提出し、許可を受けなければならない。

(留 学)

第20条 本学の学生であって外国の大学で学修することを志願する者は、許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。

(休 学)

第21条 疾病その他の事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病による事由の場合には、診断書を提出しなければならない。

3 疾病その他の事由により修学が適当でないと認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第22条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は休学期間の延長を認めることができる。

2 満了の場合又は休学期間中であっても、その理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

(除 籍)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

1) 第7条に定める在学期間を超えた者

2) 第22条第3項に規定する期間を超えた者

3) 死亡又は行方不明の者

4) 授業料等学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

## 第6章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第24条 授業科目を、Ⅰ類(人間・文化科目)、Ⅱ類(共通専門基礎科目)、Ⅲ類(学科専門科目)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目に分ける。

2 前項に規定する科目のほか、必要に応じて特別科目を置くことができる。

(授業科目の種類、単位数)

第25条 Ⅰ類(人間・文化科目)、Ⅱ類(共通専門基礎科目)、Ⅲ類(学科専門科目)の授業科目及び単位数は、別表1-1に定めるところによる。

(授業の方法)

第25条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学省が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる(以下「遠隔授業」という)。

3 遠隔授業の方法により取得することができる単位は、60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第26条 学生は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類の授業科目を履修し、各類の合計124単位以上を修得しなければならない。ただし、各類の最低履修単位数は次のとおりとする。

学部	学科	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類
理工学部	機械工学科	29単位	24単位	61単位
	電気電子工学科	23単位	18単位	52単位
	物質生命科学科	23単位	12単位	64単位
	建築学科	23単位	12単位	69単位
	土木工学科	23単位	12単位	59単位
情報学部	コンピュータシステム学科	27単位	18単位	65単位
	情報デザイン学科	27単位	16単位	65単位

2 前項に規定する各授業科目の履修方法は、別に定める。

## (教職課程)

第26条の2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において所要資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	教育職員免許状の種類	教科
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	物質生命科学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	建築学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	<u>土木工学科</u>	<u>高等学校教諭一種免許状</u>	<u>工業</u>
情報学部	コンピュータシステム学科	高等学校教諭一種免許状	情報 数学

3 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目及び単位数は、別表1-2に定めるところによる。

4 教育職員免許状授与の所要資格を取得するための各授業科目の履修方法は、別に定める。

## (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

## (大学以外の教育施設等における学修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により単位を与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修については、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

## 第7章 成績評価及び単位認定

(単位認定・成績評価)

第30条 授業科目を履修し、その試験、論文等に合格した者には単位を与える。

- 2 試験・論文等の成績の評価は、次のとおりとする。
  - 1) 評価は、秀・優・良・可・不可又は合格・不合格の評語をもって表す。
  - 2) 前号の評語のうち、秀・優・良・可は合格とする。

(単位の計算方法)

第31条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間に必要な学修等を考慮して、次の各号により単位数を計算する。

- 1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

## 第8章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第32条 本学に4年以上在学し、第26条に規定する単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。

- 2 卒業の認定は学年の終りに行う。ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度の前期終りにこれを行うことができる。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

## (学位の授与)

第33条 卒業生には、次の区別に従い、学士の学位を授与する。

理工学部	機械工学科	学士（工学）
	電気電子工学科	学士（工学）
	物質生命科学科	学士（理学）
	建築学科	学士（工学）
	土木工学科	学士（工学）
情報学部	コンピュータシステム学科	学士（情報学）
	情報デザイン学科	学士（情報学）

## 第9章 学生納付金

## (学生の納付金)

第34条 本学の学生納付金は、別表2-1及び別表2-2に定める額とする。

- 2 学生納付金は、授業出席の有無にかかわらず、指定の期日までに納入しなければならない。
- 3 本学において特別の理由があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めることがある。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本学において特に必要と認めた場合、学生納付金の減免を行うことができる。なお、学生納付金の減免に関する規則は、別に定める。

## (退学等の場合の納付金)

第35条 退学者・転学者又は停学中の者は、当該期の学生納付金を指定の期日までに全額納入しなければならない。

## (休学した場合の納付金)

第36条 前期又は後期の中で休学若しくは復学した者は、休学又は復学した当該期の学生納付金を指定の期日までに全額納入しなければならない。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたる場合、当該期は100,000円、年間の場合は200,000円を施設維持費として納入しなければならない。

## (学生納付金の返還)

第37条 既納の学生納付金は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学手続きを完了した者が、入学を辞退して講義等を受講しない場合、授業料について返還することがある。
- 3 前項の返還に関する手続きは、別に定める。

(実験実習費)

第38条 実験及び実習に要する費用は別に徴収することがある。

## 第10章 賞 罰

(表 彰)

第39条 本学学生で品行、学業のとくに優秀な者は、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第40条 本学学生で本学の諸規則に反し秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったときは、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

2 前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2) 正当な理由なく出席しない者
- 3) 学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したと認められた者

## 第11章 科目等履修生・聴講生・研究生・委託研究生及び外国人留学生

(科目等履修生及び聴講生)

第41条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上科目等履修生又は聴講生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は別に定める。

(委託研究生)

第43条 公共機関その他から委託研究生として受け入れの申し出があるときは、別に定めるところにより、選考の上これを許可することがある。

- 2 委託研究生に関する規則は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は別に定める。

## 第12章 教職員及び運営組織

(教職員の種類)

第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置き、必要に応じて特命教員、客員教員、その他の教職員を置くことができる。

- 2 本学に学部長、学科長、学生部長、図書館長、その他の職を置く。
- 3 教職員に関する規則は別に定める。

(教授会)

第46条 本学に理工学部及び情報学部による全学教授会（以下「教授会」という。）を置き、学長、専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、その他の教職員も出席することができる。
- 3 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
  - 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - 2) 学位の授与
  - 3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に掲げるもののほか、学長の求めに応じて教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。
- 5 教授会の運営に関する必要な事項、並びに、本条第3項第3号における学長が定める事項は別に定める。

(大学評議会)

第47条 本学に大学評議会を置き、次の各号に掲げる大学評議会評議員をもって組織する。

- 1) 学長
- 2) 学部長
- 3) 学科長
- 4) 統括
- 5) 大学担当理事
- 6) 事務局長

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、大学評議員以外の者を出席させることができる。

3 大学評議会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 1) 教育、研究に関する基本方針の策定
- 2) 教員人事に関する事項
- 3) 学内規程の制定改廃に関する事項
- 4) 学内組織の設置、改廃に関する事項
- 5) 施設、設備の整備に関する事項
- 6) 教育、研究経費の支出に関する事項
- 7) その他大学の管理運営に関する重要事項

4 大学評議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 第13章 研究所、センター、附属図書館

(研究施設)

第48条 本学に研究所を置き、他団体との共同研究及び特定課題の研究を推進する。

2 研究所に関する規則は別に定める。

(センター)

第49条 本学に次のセンターを置く。

- (1) 工作センター
- (2) やらまいか創造工学センター
- (3) 先端機器分析センター
- (4) 情報教育研究センター
- (5) 教育開発センター
- (6) 国際交流センター

2 センターに関する規則は、別に定める。

(付属図書館)

第50条 本学に付属図書館を置く。

2 付属図書館に関する規則は、別に定める。

## 第14章 社会人講座

(社会人講座)

第51条 本学は、社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、必要に応じ社会人講座を開設する。

2 社会人講座に関する規則は別に定める。

附 則

この学則は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3年10月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6年 6月 1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 23 条、第 24 条及び別表 1、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 30 条の規定は、平成 8 年度の入学生から適用し、平成 7 年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

## 附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成11年 4月 1日から施行する。  
ただし、第13条については、平成10年11月 1日から適用する。
- 2 平成11年 4月 1日から知能情報学科の学生募集を停止する。  
なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとし、教育課程に関する規定は従前によるものとする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、平成11年 4月 1日から平成14年 3月 31日までの間においては、学科名、入学定員、収容定員は次のとおりとする。

	平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
機械工学科	80名	320名	80名	320名	80名	320名
電子工学科	80名	320名	80名	320名	80名	320名
情報システム学科	140名	140名	140名	280名	140名	420名
物質科学科	60名	240名	60名	240名	60名	240名
知能情報学科	0名	240名	0名	160名	0名	80名
合計	360名	1,260名	360名	1,320名	360名	1,380名

## 附 則

- 1 この学則は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の学則第24条の別表1、第25条の規定は、平成12年度の入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

## 附 則

この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の学則第25条の別表1の規定は、平成13年度の入学生から適用し、平成12年度以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、インターンシップについては、平成12年度以前の入学生も履修できるものとする。

## 附 則

この学則は、平成14年 4月 1日から施行する。  
ただし、第13条については、平成14年度入学志願者から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成15年 4月 1日から施行する。  
ただし、第4条の規定にかかわらず、電子工学科については平成15年 3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする
- 2 第25条の別表1の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 第13条の別表3、第37条については、平成14年10月 1日から適用する。

## 附 則

この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。  
ただし、第4条、第25条の別表1及び第33条の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。また、第4条の規定にかかわらず、物質科学科については当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

## 附 則

この学則は、平成16年10月 1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。  
ただし、第25条の別表1の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

## 附 則

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。  
ただし、第25条の別表1の規定は、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

## 附 則

この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

## 附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第4条、第13条の別表3、第17条、第24条第1項、第25条及び別表1、第26条、第33条の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 平成20年4月1日から理工学部情報システム学科の学生募集を停止する。  
なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとする。
- 理工学部電気電子情報工学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間においては、各学部置く学科、入学定員、編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学 科	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員	入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員	入学 定員	3年次編 入学定員	収容 定員
理工 学部	機械工学科	80名	3名	326名	80名	3名	326名	80名	2名	325名
	電気電子工学科	80名	3名	326名	80名	3名	326名	80名	2名	325名
	情報システム学科	0名	0名	420名	0名	0名	280名	0名	0名	140名
	物質生命科学科	60名	3名	246名	60名	3名	246名	60名	1名	244名
	計	220名	9名	1,318名	220名	9名	1,178名	220名	5名	1,034名
総合 情報 学部	コンピュータシステム学科	65名	0名	65名	65名	0名	130名	65名	2名	197名
	人間情報デザイン学科	75名	0名	75名	75名	0名	150名	75名	2名	227名
	計	140名	0名	140名	140名	0名	280名	140名	4名	424名
合 計		360名	9名	1,458名	360名	9名	1,458名	360名	9名	1,458名

## 附 則

この学則は、平成19年 6月 1日から施行する。  
ただし、改正後の第34条の別表2-1の規定は、平成20年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。  
ただし、改正後の第24条第1項、第25条の別表1-1、第26条の2の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

## 附 則

この学則は、平成19年10月 1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。  
ただし、第26条の2の別表1-2の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 第25条の別表1-1の規定は、平成22年度入学生から適用する。
- 3 第26条の2の第2項の規定は、平成20年度入学生から適用する。また第26条の2の別表1-2に定める数学科教育法Ⅰ・数学科教育法Ⅱは、平成20年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。  
ただし、第13条の別表3の規定は、平成22年度入学志願者から適用する。

## 附 則

この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1及び第26条第1項の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 3 改正後の第13条の別表3の規定は、平成25年度入学志願者から適用する。
- 4 改正後の第34条の別表2-1の規定は、平成25年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第30条の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、実践ベンチャービジネス1及び実践ベンチャービジネス2については、平成20年度入学生より履修できるものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成25年 6月 1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の別表3の規定は、平成26年度入学志願者から適用する。
- 3 改正後の第25条の別表1-1の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第34条の別表2-1の規定は、平成27年度入学生から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年度における2年次以上の編入生、平成28年度における3年次以上の編入生、並びに、平成29年度における4年次編入生については、別表2-2の規定を準用するものとし、再入学生についても同様とする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 総合情報学部及び総合情報学部人間情報デザイン学科の学部名称及び学科名称を、情報学部及び情報学部情報デザイン学科に変更する改正に関しては、平成29年4月1日現在において当該学部及び学科に在籍するすべての学生に適用するものとする。
- 3 改正後の第25条の別表1-1、第26条第1項、第26条の2第2項及び第33条の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。ただし、前項に関わる総合情報学部及び総合情報学部人間情報デザイン学科の学部名称及び学科名称は、情報学部及び情報学部情報デザイン学科に読み替えて適用するものとする。
- 4 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学 科	平成29年度			平成30年度		平成31年度		
		入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	75名	2名	319名	75名	2名	314名	75名	307名
	電気電子工学科	65名	2名	309名	65名	2名	294名	65名	277名
	物質生命科学科	60名	1名	242名	60名	1名	242名	60名	241名
	建築学科	50名	-	50名	50名	-	100名	50名	150名
	計	250名	5名	920名	250名	5名	950名	250名	975名
情報学部	コンピュータシステム学科	50名	2名	249名	50名	2名	234名	50名	217名
	情報デザイン学科	70名	2名	299名	70名	2名	294名	70名	287名
	計	120名	4名	548名	120名	4名	528名	120名	504名
合 計		370名	9名	1,468名	370名	9名	1,478名	370名	1,479名

附 則

- 1 この学則は、平成28年6月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の別表3の規定は、平成29年度入学志願者から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1及び第26条第1項の規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度入学生から適用し平成29年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成31（2019）年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第24条第1項、第25条の別表1-1、第26条の2の第3項及び別表1-2の規定は、平成31（2019）年度入学生から適用し、平成30（2018）年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電気電子工学科「セミナー基礎」及び建築学科「構造実験」については、平成29（2017）年度入学生から適用するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、コンピュータシステム学科「データサイエンス演習1」、「データサイエンス演習2」、「データサイエンス実践演習1」、「データサイエンス実践演習2」、「データサイエンス入門」及び「海外研修プログラム」については、2020年度入学生から適用するものとする。

## 附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、令和2（2020）年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学 科	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理 工 学 部	機械工学科	75名	300名	75名	300名	75名	300名
	電気電子工学科	60名	255名	60名	250名	60名	245名
	物質生命科学科	55名	235名	55名	230名	55名	225名
	建築学科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	計	240名	990名	240名	980名	240名	970名
情 報 学 部	コンピュータシステム学科	60名	210名	60名	220名	60名	230名
	情報デザイン学科	70名	280名	70名	280名	70名	280名
	計	130名	490名	130名	500名	130名	510名
合 計		370名	1,480名	370名	1,480名	370名	1,480名

## 附 則

- 1 この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条別表1-1および第26条の2の規定は、令和2年度入学生から適用し、平成31年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする

## 附 則

- 1 この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第25条の別表1-1、第26条第1項及び第26条の2第3項の別表1-2の規定は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この学則は、令和3年 6月 1日から施行する。

## 附 則

- この学則は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 改正後の第25条の別表1-1、第26条第1項及び第33条の規定は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
- 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学 科	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	75名	300名	75名	300名	75名	300名
	電気電子工学科	60名	245名	60名	240名	60名	240名
	物質生命科学科	55名	225名	55名	220名	55名	220名
	建築学科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	土木工学科	50名	50名	50名	100名	50名	150名
	計	290名	1,020名	290名	1,060名	290名	1,110名
情報学部	コンピュータシステム学科	60名	230名	60名	240名	60名	240名
	情報デザイン学科	70名	280名	70名	280名	70名	280名
	計	130名	510名	130名	520名	130名	520名
合 計		420名	1,530名	420名	1,580名	420名	1,630名

## 附 則

- この学則は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 改正後の第25条の別表1-1、第26条の2第3項の別表1-2の規定は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。
- 前2項の規定にかかわらず、改正後の第25条の別表1-1において情報学部情報デザイン学科のⅢ類科目として新設する「メディアアート1」及び「メディアアート2」については、令和3年度入学生から適用するものとする。

## 附 則

- この学則は、令和5年 4月 1日から施行する。
- 改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

の間においては、入学定員及び収容定員を次の通りとする。

学部	学 科	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
理 工 学 部	機 械 工 学 科	80名	305名	80名	310名	80名	315名
	電 気 電 子 工 学 科	70名	250名	70名	260名	70名	270名
	物 質 生 命 科 学 科	60名	225名	60名	230名	60名	235名
	建 築 学 科	50名	200名	50名	200名	50名	200名
	土 木 工 学 科	50名	100名	50名	150名	50名	200名
	計	310名	1,080名	310名	1,150名	310名	1,220名
情 報 学 部	コ ン プ ュ ー タ シ ス テ ム 学 科	70名	250名	70名	260名	70名	270名
	情 報 デ ザ イ ン 学 科	70名	280名	70名	280名	70名	280名
	計	140名	530名	140名	540名	140名	550名
合 計		450名	1,610名	450名	1,690名	450名	1,770名

附 則

- 1 この学則は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年 4月 1日から施行する。

別表1-1

## 教育課程表

(全学部全学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
I類 (人間・文化科目)	フレッシュマンセミナー	2		
	<u>スポーツ1</u>	1		
	日本語表現法		2	◎
	Advanced English 1		2	
	General English 1		2	
	Advanced English 2		2	
	General English 2		2	
	Advanced English 3		2	
	General English 3		2	
	Advanced English 4		2	
	General English 4		2	
	文学		2	
	文化と文明		2	
	心理学		2	情報学部は履修不可
	歴史学		2	
	現代生活論		2	
	芸術論		2	
	国際関係論		2	
	経済学		2	
	政治学		2	
	社会学		2	
	暮らしのなかの憲法		2	
	地域学		1	
	実践技術者講座		1	
	インターンシップ		1	
	就職準備ガイダンス		1	
	インターネットと情報倫理		2	
	建築の技術と文化		2	建築学科は履修不可
	科学技術者の倫理		2	
	地球科学		2	
	<u>スポーツ2</u>		1	
	健康の科学		2	
	<u>スポーツ3</u>		1	
	スポーツ4		1	
	英語コミュニケーション		2	
	中国語1		2	
	中国語2		2	
	韓国語1		2	
	韓国語2		2	
	国際PBL		1	
	海外語学研修		1	
特別共同講義		2		
特別集中講義		2		
地域実践活動		1		
理工系教養の英語		2		
理工系教養の課題研究		2		

◎は指定する学生のみ履修可

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 機械工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習	3		
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門	1		
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	工学基礎実験	2		
	メカトロニクス基礎実験	2		
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 機械工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
Ⅲ類 (学科専門科目)	機械創作入門	1			
	工業力学1	2			
	工業力学2	2			
	材料力学1	2			
	メカトロニクス基礎	2			
	機械材料学	2			
	機械加工学	2			
	機械製図	2			
	機構学	2			
	機械工学設計製図	2			
	計測工学	2			
	機械工学基礎実験	2			
	機械工学基礎演習2	1			
	機械要素	2			
	機械工学基礎演習1	1			
	工業熱力学	2			
	流体工学1	2			
	機械設計	2			
	機械工学応用実験	2			
	セミナー	1			
	卒業研究	4			
	創造・発見			1	
	材料力学2			2	
	機械力学			2	
	構造力学			2	
	航空工学			2	
	流体工学2			2	
	制御工学基礎			2	
	自動車工学			2	
	ロボット工学			2	
	原動機工学			2	
	3Dデザイン工学			2	
	自動車工学創造演習			2	
	ロボット工学創造演習			2	
	航空工学創造演習			2	
	伝熱工学			2	
	数値シミュレーション			2	
	材料加工学			2	
	機械工学特別講義			1	
	生産工学			2	
	アドバンスト機械工学			2	
	職業指導			2	卒業に必要な単位に参入しない
	工業科教育法Ⅰ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可
	工業科教育法Ⅱ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 電気電子工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1	2		
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門		1	
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	工学基礎実験	2		
	メカトロニクス基礎実験	2		
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	工業材料とその性質		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 電気電子工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
Ⅲ類 (学科専門科目)	電気電子工学入門	1			
	電気回路学1	2			
	電気回路学演習	1			
	基礎半導体工学	2			
	電磁気学1	2			
	電子回路学1	2			
	電子回路学演習	1			
	電子計測	2			
	電気電子基礎実験	2			
	電気電子工学実験	3			
	セミナー	1			
	卒業研究	4			
	応用電気工学実験			3	
	応用電子工学実験			3	
	電気回路学2			2	
	電気回路学3			2	
	電磁気学2			2	
	電子回路学2			2	
	論理回路			2	
	基礎プログラミング			2	
	応用プログラミング			2	
	マイクロプロセッサ応用			2	
	半導体デバイス			2	
	光エレクトロニクス			2	
	集積回路工学			2	
	センサ工学			2	
	電気・電子材料			2	
	材料電気化学			2	
	信号解析			2	
	動的システム論			2	
	通信システム			2	
	メディア信号処理工学			2	
	シーケンス制御			2	
	電気製図			2	
	デジタル信号処理			2	
	電子制御工学			2	
	電気機器			2	
	電力システム			2	
	パワーエレクトロニクス			2	
	電気応用			2	
	エネルギー伝送			2	
	電気法規			2	
	高電圧工学			2	
	応用情報工学			2	
	セミナー基礎			1	
	職業指導			2	卒業に必要な単位に参入しない
	工業科教育法Ⅰ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可
工業科教育法Ⅱ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可	

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 物質生命科学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学2		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門		1	
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	工業材料とその性質		2	
	環境と新エネルギー		2	
品質工学入門		2		
財務システム入門		2		

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 物質生命科学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
Ⅲ類 (学科専門科目)	物質生命科学概論	2			
	基礎生物学	2			
	基礎化学	2			
	基礎物理学	2			
	基礎生化学	2			
	基礎分析化学	2			
	基礎無機化学	2			
	基礎有機化学	2			
	基礎物理化学	2			
	機器分析化学	2			
	有機化学	2			
	無機化学	2			
	物理化学	2			
	物質生命科学実験	3			
	生化学	2			
	有機合成化学	2			
	高分子化学	2			
	力・運動・エネルギー	2			
	電気と磁気	2			
	理工学基礎実験	2			
	環境分析化学実験	2			
	セミナー	1			
	卒業研究	4			
	細胞生物学			2	
	遺伝子工学			2	
	微生物学			2	
	環境微生物学			2	
	食品栄養機能学			2	
	食品分析学			2	
	食品醸造加工学			2	
	食品衛生学			2	
	生物工学			2	
	生命化学実験1			3	
	生命化学実験2			3	
	材料科学			2	
	量子力学			2	
	物性論1			2	
	応用熱力学			2	
	物性論2			2	
	環境・エネルギー材料			2	
	熱統計力学			2	
	環境新素材化学実験1			3	
	環境新素材化学実験2			3	
	バイオマテリアル			2	
	化学工学			2	
	資源環境工学			2	
	量子化学			2	
	コンピュータ科学			2	
	生物有機化学			2	
	有機反応演習			2	
理科教育法Ⅰ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「理科」の免許状取得希望者のみ履修可	
理科教育法Ⅱ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「理科」の免許状取得希望者のみ履修可	

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 建築学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門		1	
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	工業材料とその性質		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
財務システム入門		2		

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

## 《新条項》

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 建築学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ類 (学科専門科目)	図学	2		
	建築概論	2		
	建築設計・基礎	3		
	構造力学・演習1	3		
	建築セミナー	1		
	建築設計・A1	3		
	近代建築史	2		
	建築環境概論	2		
	構造力学2	2		
	鉄筋コンクリート構造	2		
	建築材料1	2		
	建築設計・A2	3		
	建築計画1	2		
	住宅設備・環境	2		
	建築施工	2		
	セミナー1	1		
	セミナー2	1		
	卒業研究1	2		
	セミナー3	1		
	卒業研究2			2
	卒業設計			2
	材料実験			2
	構造実験			2
	建築環境実験			2
	デッサン			2
	建築環境・エネルギー論			2
	地球環境論			2
	建築環境計画			2
	構造力学3			2
	建築材料2			2
	建築CAD1			2
	日本建築史			2
	建築法規			2
	土質・基礎構造			2
	建築CAD2			2
	建築計画2	2		
	建築設計・B1			3
	建築設計・B2			3
	都市計画			2
	建築環境工学			2
	建築設備工学			2
	建築構法			2
	鉄骨構造			2
	木質構造			2
	建築生産			2
	西洋建築史			2
	空間論			2
	応用建築設備工学			2
	応用建築環境工学			2
	耐震設計			2
建築関連法規			2	
インテリアデザイン			2	
静岡の地域特性と建築			2	
ランドスケープデザイン論			2	
建築生産実践研究			2	
材料力学			2	
職業指導			2	卒業に必要な単位に参入しない
工業科教育法Ⅰ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可
工業科教育法Ⅱ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 土木工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	☆
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	プログラミング入門		1	
	コンピュータ構成概論		2	
	データサイエンス概論		2	
	プログラミング応用		1	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	環境化学		2	
	工業材料とその性質		2	
	環境と新エネルギー		2	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

☆は自由科目扱いとする(卒業要件単位数に算入しない)

別表1-1

## 教育課程表

(理工学部 土木工学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅲ類 (学科専門科目)	土木工学概論	2		
	土木工学数理演習	2		
	測量学	2		
	測量実習	1		
	土木工学実験1	2		
	土木工学実験2	2		
	卒業研究1	2		
	卒業研究2	2		
	地球災害プロジェクト	2		
	減災社会デザインプロジェクト	2		
	静岡防災まちづくりプロジェクト	2		
	建設材料工学	2		
	コンクリート構造	2		
	土質力学	2		
	土質力学演習	2		
	水理学	2		
	水理学演習	2		
	構造力学	2		
	構造力学演習	2		
	土木計画学	2		
	土木計画学演習	2		
	インフラネットワーク		2	
	維持管理工学		2	
	耐震工学		2	
	地盤工学		2	
	土木地質学		2	
	流体理論		2	
	海岸工学		2	
	災害メカニズム		2	
	構造デザイン		2	
	インフラマネジメント論		2	
	モビリティデザイン		2	
	運輸施設工学		2	
	環境工学		2	
環境保全工学		2		
職業指導		2	卒業に必要な単位に参入しない	
工業科教育法Ⅰ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可	
工業科教育法Ⅱ		2	卒業に必要な単位に参入しない 「工業」の免許状取得希望者のみ履修可	

別表1-1

## 教育課程表

(情報学部 コンピュータシステム学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	コンピュータ構成概論	2		
	データサイエンス概論		2	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

## 教育課程表

(情報学部 コンピュータシステム学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
Ⅲ類 (学科専門科目)	情報学概論	2			
	情報数学基礎	2			
	プログラミング概論	2			
	プログラミング演習	1			
	計算機ハードウェアC	2			
	計算機アーキテクチャC	2			
	卒業研究	4			
	特別プログラム1			4	
	特別プログラム2			4	
	データサイエンス演習1			4	
	データサイエンス演習2			4	
	プログラミング実践演習1			2	
	プログラミング実践演習2			2	
	コンピュータシステム実践演習1			4	
	コンピュータシステム実践演習2			4	
	実践ベンチャービジネス1			10	
	実践ベンチャービジネス2			10	
	データサイエンス実践演習1			10	
	データサイエンス実践演習2			10	
	マークアップ言語			2	
	実用プログラミング1			2	
	実用プログラミング2			2	
	マクロ言語入門			2	
	Webプログラミング			2	
	データベース応用			2	
	コンテンツデザイン概説			2	
	認知・生命科学への誘い			2	
	ヴィジュアルデザイン入門			2	
	3次元デジタル技術			2	
	映像概説			2	
	インタラクションデザイン1			2	
	基礎経営学			2	
	基礎心理学			2	
	人工知能入門			2	
	インタラクションデザイン2			2	
	グラフィックデザイン			2	
	プログラミング基礎			2	
	オペレーションズ・リサーチC			2	
	データベース基礎C			2	
	情報セキュリティC			2	
	コンピュータネットワークC			2	
	応用線形代数			2	
	幾何学			2	
	多変量解析			2	
	情報数学1			2	
	情報数学2			2	
	関数論			2	
	代数学			2	
	統計解析			2	
	符号・暗号理論1			2	
	符号・暗号理論2			2	
	数値解析1			2	
	数値解析2			2	
OS(UNIX)			2		
アルゴリズムとデータ構造1			2		
アルゴリズムとデータ構造2			2		
パターン情報処理			2		
コンパイラ			2		
データサイエンス入門			2		
情報と職業			2	卒業に必要な単位に参入しない	
情報科教育法Ⅰ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「情報」の免許状取得希望者のみ履修可	
情報科教育法Ⅱ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「情報」の免許状取得希望者のみ履修可	
数学科教育法Ⅰ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「数学」の免許状取得希望者のみ履修可	
数学科教育法Ⅱ			2	卒業に必要な単位に参入しない 「数学」の免許状取得希望者のみ履修可	

別表1-1

## 教育課程表

(情報学部 情報デザイン学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
Ⅱ類 (共通専門基礎科目)	基礎数学		3	
	微分積分/演習		3	
	微分積分/演習A		3	
	微分積分/演習B		3	
	応用数学		2	
	微分方程式		2	
	線形代数/演習		3	
	ベクトル解析		2	
	理工系教養の数学		2	
	物理学1		2	
	物理学2		2	
	化学		2	
	生物学		2	
	コンピュータ入門	1		
	コンピュータ構成概論	2		
	データサイエンス概論		2	
	科学実験1		1	
	科学実験2		1	
	品質工学入門		2	
	財務システム入門		2	

別表1-1

## 教育課程表

(情報学部 情報デザイン学科)

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
Ⅲ類 (学科専門科目)	情報学概論	2			
	情報数学基礎	2			
	プログラミング概論	2			
	プログラミング演習	1			
	コンピュータアーキテクチャ	2			
	卒業研究	4			
	特別プログラム1			4	
	特別プログラム2			4	
	プログラミング実践演習1			2	
	情報デザイン実践演習1			4	
	情報デザイン実践演習2	4			
	実践ベンチャービジネス1			10	
	実践ベンチャービジネス2			10	
	マークアップ言語			2	
	マクロ言語入門			2	
	Webプログラミング			2	
	データベース応用			2	
	グラフィックデザイン			2	
	オペレーションズ・リサーチD			2	
	データベース基礎D			2	
	情報セキュリティD			2	
	コンピュータネットワークD			2	
	社会調査法			2	
	経営工学概論			2	
	経営情報システム			2	
	産業・社会心理学			2	
	マーケティング			2	
	コンテンツデザイン概説			2	
	認知・生命科学への誘い			2	
	3次元デジタル技術			2	
	ヴィジュアルデザイン入門			2	
	ヴィジュアルデザイン			2	
	映像概説			2	
	映像制作			2	
	インタラクションデザイン1			2	
	インタラクションデザイン2			2	
	基礎心理学			2	
	人間・生命情報の統計学基礎			2	
	人工知能入門			2	
	運動の科学			2	
	人間・生命情報の統計学応用			2	
	マスコミ論			2	
	応用言語学			2	
	基礎経営学			2	
	言語情報論			2	
	心理評価法			2	
	3次元デジタル技術			2	
	コンピュータミュージック			2	
	メディアアート1			2	
	メディアアート2			2	
	遺伝子とバイオインフォマティクス			2	
	感覚生理			2	
	感性認知心理学			2	
脳と情報			2		
オペレーションズマネジメント			2		

別表1-2

## 教育課程表

【教育の基礎的理解に関する科目】

【道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目】

【教育実践に関する科目】

【大学が独自に設定する科目】

科目の分類	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	<u>教職概論－教職入門－</u>		2	
	<u>教育原理</u>		2	
	<u>教育心理学</u>		2	
	<u>教育と社会</u>		2	
	<u>教育課程論</u>		2	
	<u>特別支援教育概論</u>		1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<u>特別活動・総合的な探究の時間の指導法</u>		2	
	<u>教育方法・技術論</u>		1	
	<u>情報通信技術を活用した教育の理論及び方法</u>		1	
	<u>生徒・進路指導論</u>		2	
	<u>教育相談</u>		2	
教育実践に関する科目	<u>教職実践演習(高等学校)</u>		2	
	<u>事前及び事後の指導</u>		1	
	<u>教育実習</u>		2	
大学が独自に設定する科目	<u>教職総合演習Ⅰ</u>		1	
	<u>教職総合演習Ⅱ</u>		1	

(注) 上記の表に記載される科目は、卒業に必要な単位に算入しない。

別表 2-1

納付金の種類	金額 (円)
入学金	300,000
(* <sup>1</sup> 高・大一貫)	(* <sup>1</sup> 0)
(* <sup>2</sup> 法人内高校生)	(* <sup>2</sup> 150,000)
(* <sup>3</sup> 法人内専門学校編入生)	(* <sup>3</sup> 0)
(* <sup>4</sup> 浙江省推薦学生)	(* <sup>4</sup> 100,000)
(* <sup>5</sup> 法人内日本語学院推薦学生)	(* <sup>5</sup> 0)
(* <sup>6</sup> 再入学生)	(* <sup>6</sup> 0)
授業料	
1年次	1,240,000
2年次	1,250,000
3年次	1,260,000
4年次	1,270,000

- この表は平成27年度以降の入学生において、各年次において定めた授業料を適用する。
- 編入学、再入学する学生の授業料は、当該学生が入学する年次の授業料を適用する。
- (\*<sup>1</sup> 高・大一貫)は、本法人が設置する高等学校の高・大一貫コースを卒業した者に適用する。
- (\*<sup>2</sup> 法人内高校生)は、本法人が設置する高等学校を卒業した者(高・大一貫コースを卒業した者を除く)に適用する。
- (\*<sup>3</sup> 法人内専門学校編入生)は、法人内専門学校及び専門学校静岡工科自動車大学校を卒業した者に適用する。
- (\*<sup>4</sup> 浙江省推薦学生)は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
- (\*<sup>5</sup> 法人内日本語学院推薦学生)は、本法人が設置する日本語学院から推薦された者に適用する。
- (\*<sup>6</sup> 再入学生)は、再入学する学生に適用する。

別表 2-2

納付金の種類	金額 (円)
授業料	1,225,000

この表は平成12年度から26年度に入学し、現に在学している者に適用する。

別表 3

受験区分	金額 (円)	
	1回目	2回目以降
学部入学生	30,000	5,000
(* <sup>8</sup> 法人内高校生)	(* <sup>1</sup> 0)	(* <sup>1</sup> 0)
大学入試センターの試験を利用する入学試験を志願する者	20,000	0
(* <sup>8</sup> 法人内高校生)	(* <sup>1</sup> 0)	(* <sup>1</sup> 0)
編入学生・転入学生	30,000	—
(* <sup>2</sup> 法人内専門学校編入生)	(* <sup>2</sup> 0)	—
再入学生	0	—
科目等履修生	15,000	—
(* <sup>1</sup> 高・大一貫)	(* <sup>1</sup> 0)	—
(* <sup>3</sup> 提携留学)	(* <sup>3</sup> 0)	—
(* <sup>4</sup> 連携高校)	(* <sup>4</sup> 0)	—
(* <sup>7</sup> 袋井市在住在勤者)	(* <sup>7</sup> 0)	—
聴講生	15,000	—
(* <sup>3</sup> 提携留学)	(* <sup>3</sup> 0)	—
(* <sup>4</sup> 連携高校)	(* <sup>4</sup> 0)	—
(* <sup>7</sup> 袋井市在住在勤者)	(* <sup>7</sup> 0)	—
研究生	15,000	—
(本学卒業生及び在学学生)	( 0)	—
委託研究生	30,000	—
外国人留学生	30,000	—
(* <sup>5</sup> 浙江省推薦学生)	(* <sup>5</sup> 15,000)	—
(* <sup>6</sup> 法人内日本語学院推薦学生)	(* <sup>6</sup> 0)	—

- (\*<sup>1</sup> 高・大一貫)は、本法人が設置する高等学校の高・大一貫コースに在籍する者又は卒業した者で入学試験を志願する者に適用する。
- (\*<sup>2</sup> 法人内専門学校編入生)は、「法人内専門学校編入学試験」を志願する者及び専門学校静岡工科自動車大学校に対する「指定校編入学試験」を志願する者に適用する。
- (\*<sup>3</sup> 提携留学)は、本学と交換留学に関する覚書を締結した海外の大学から派遣された者に適用する。
- (\*<sup>4</sup> 連携高校)は、本学と高大連携に関して協定等を締結している高等学校に在籍し、かつ、推薦された高校生に適用する。
- (\*<sup>5</sup> 浙江省推薦学生)は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
- (\*<sup>6</sup> 法人内日本語学院推薦学生)は、本法人が設置する日本語学院から推薦された者に適用する。
- (\*<sup>7</sup> 袋井市在住在勤者)は、袋井市に在住又は在勤の者に適用する。
- (\*<sup>8</sup> 法人内高校生)は、本法人が設置する高等学校に在籍する者又は卒業した者で入学試験を志願する者に適用する。

## 静岡理工科大学 履修規則

平成 3年	4月	1日	制定	平成19年	1月29日	改正	平成30年	3月	8日	改正
平成 5年	4月	1日	改正	平成20年	2月20日	改正	平成31年	3月15日	改正	
平成 8年	1月	9日	改正	平成21年	3月11日	改正	令和 2年	3月12日	改正	
平成 8年	2月	6日	改正	平成22年	3月10日	改正	令和 2年	3月13日	改正	
平成 9年	12月	10日	改正	平成22年	7月23日	改正	令和 4年	3月12日	改正	
平成11年	1月	13日	改正	平成23年	3月14日	改正	令和 4年	7月16日	改正	
平成12年	2月	14日	改正	平成23年	7月19日	改正	令和 6年	2月28日	改正	
平成12年	3月	17日	改正	平成24年	1月31日	改正	令和 7年	2月	日	改正
平成13年	2月	26日	改正	平成25年	3月21日	改正				
平成15年	2月	13日	改正	平成26年	3月12日	改正				
平成16年	1月	14日	改正	平成27年	3月	5日	改正			
平成17年	3月	9日	改正	平成27年	3月27日	改正				
平成18年	2月	23日	改正	平成29年	3月15日	改正				

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、学則第26条第2項及び第26条の2第4項の規定に基づき、学生の履修に関する必要な事項を定める。

2 この規則の運用にあたり、学則に規定のあるものはすべてその条項を優先する。

## 第2章 授業科目及び履修方法

### (授業科目)

第2条 授業科目は必修科目と選択科目に分ける。

2 必修科目は全科目を履修し、試験を受け単位を修得しなければならない。

3 選択科目は、所定の単位数以上を履修し、試験を受け単位を修得しなければならない。

4 授業科目の年次配当・単位数及び卒業に必要な単位数（以下「卒業単位数」という。）は、学則のほか別表の授業科目年次配当表による。

### (授業科目の開講学期)

第3条 授業科目は、前期又は後期の半年間開講される科目（以下「単期科目」という。）、前期から後期にかけて1年間開講される科目（以下「通年科目」という。）及び短期間に集

中的に開講される科目（以下「集中科目」という。）に分ける。

（授業時間割）

第4条 授業時間割は学期の始めに公示する。

（履修登録）

第5条 学生は学期の始めに、その学期に履修しようとする科目を決定し、所定期間内に履修登録手続きを完了しなければならない。

- 2 学生は、原則として当該学年次において開講される科目を履修しなければならない。ただし、I類の選択科目については、開講される年次にかかわらず履修することができる。
- 3 一旦履修登録した科目を、学期又は年度の途中において変更することは認めない。

（履修方法）

第6条 履修方法の詳細は、学期の始めにそれぞれの学科において指導を行うものとする。学生はこの指導に従って履修しなければならない。

- 2 必修科目は、授業科目年次配当表及び授業時間割に従い、学生が所属する学科・年次・学期に配当される科目を履修しなければならない。
- 3 選択科目は、I類を除いて、授業科目年次配当表及び授業時間割に従い、学生が所属する学科・年次・学期に配当される科目の中から選択履修しなければならない。
- 4 同一科目が学科別又はクラス別に開講される場合は、この指定に従って履修するものとし、他の授業時間での履修は認めない。

（履修登録単位数の上限）

第7条 学生が当該学期において履修登録できる単位数の上限は原則として24単位とする。ただし、次の各号に該当する科目は履修登録上限単位数に含まない。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目
  - (2) I類の集中科目
  - (3) 成績の評価を合格・不合格の評語をもって判定する科目
  - (4) 大学又は大学以外の教育施設等における既修得単位等の単位認定に関する取扱規則第2条第1項第1号に該当し、単位認定した科目
- 2 次の各号に該当する者は、単位数の上限を超えて履修することができる。
- (1) 該当する期の直前期の成績評価が、教授会の議を経て学長が定めた評価以上の者
  - (2) 編入生
  - (3) その他助言教員が認めらうえで学科長が許可した者

(指定外科目履修)

第8条 次の各号に該当する科目の履修は、指定外科目履修と称し、第6条の規定にかかわらずこの履修を認める。

- (1) 科目不合格等で、下位年次配当科目を再び履修する場合（以下「再履修」という。）
- (2) 自学部他学科及び他学部で開講されている専門科目のうち、他学科履修不可と指定されている以外の科目を選択科目として履修する場合（以下「他学科科目履修」という。）
- (3) 再履修以外で、下位年次配当科目を履修する場合（以下「下位学年次科目履修」という。）

2 再履修を他学科で履修する場合、他学科科目履修する場合、下位学年次科目履修を他学科で履修する場合は、第5条の規定に基づき履修登録を行った上で、当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。

(大学院授業科目の履修)

第9条 成績優秀で勉学意欲のある者は、6単位を限度として、本学大学院修士課程の授業科目を履修することができる。ただし、履修に当たっては、所定の書式にその科目担当教員及び学科長の承認を得た上で、履修登録期間内に事務局学生事務部学務課（以下「学務課」という。）に提出しなければならない。

(履修の優先順位)

第10条 単位未修得の必修科目は、第6条の規定にかかわらず、他の科目に優先して履修し、単位を修得しなければならない。ただし、その単位未修得科目が授業時間割上、演習・実験・実習等の科目と重複する場合は、これらの科目を優先して履修するものとする。

(受講制限)

第11条 科目によっては受講制限をする場合がある。

- 2 受講制限を行う場合は、原則としてその科目の配当学年次の学生を優先する。
- 3 科目によっては、その科目を履修するにあたり、予め修得していなければならない科目を指定することがある。

(履修登録の禁止)

第12条 次の場合には履修登録をすることができない。

- (1) 同一時限に2科目以上を履修すること。
- (2) すでに単位を修得した科目と同一の科目を再び履修すること。
- (3) I類の選択科目を除いては、上位学年次において開講されている科目を履修すること。
- (4) 指定外科目履修にあたり、科目担当教員の承認が得られないとき。

(重複再履修)

第13条 前条第1号の規定にかかわらず、再履修科目で科目担当教員が受講の免除を認めた場合には、同一時限に開講される別の科目を1科目に限り重複して履修することができる(以下「重複再履修」という。)

- 2 重複再履修のできる科目は、その学期において2科目を超えないものとする。
- 3 重複再履修をする場合は、所定の様式にその科目担当教員の承認を得たうえで、履修登録期間内に学務課に提出しなければならない。

(授業への出席)

第14条 学生は履修登録した科目にはすべて出席するよう努めなければならない。

- 2 正当な理由で授業を欠席した場合は、欠席した日から7日以内に欠席届に欠席事由を証明する書類を添えて学務課に提出するとともに、科目担当教員に届出なければならない。
- 3 次の事由により授業を欠席する場合は、特別欠席とし、欠席の扱いをしないものとする。
  - (1) 忌引(2親等以内の親族に限ることとし、7日以内とする)
  - (2) 公式試合など課外活動のための欠席で学生部長の承認を得たとき。
  - (3) 就職試験のための欠席で、卒業研究指導教員の承認を得たとき。
  - (4) その他特別な事由により欠席した場合で学生部長の承認を得たとき。

### 第3章 試験及び成績評価

(試験の種類)

第15条 試験の種類は次のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 臨時試験
- (3) 追試験
- (4) 再試験

(定期試験)

第16条 定期試験とは、科目の修了学期末に行われる試験をいう。

- 2 定期試験時間割は定期試験開始の7日前までに公示する。

(臨時試験)

第17条 臨時試験とは、次により行われるものをいう。

- (1) 通年科目で、その前半の学期末に行われる試験
- (2) その他定期試験以外で授業時間内に行われる試験
- (3) 科目担当教員が申請し、教務委員長が必要と認めた場合に行われる試験

## (追試験)

第18条 次の各号のいずれかの理由により定期試験を受験できなかった者は、追試験を願出することができる。

- (1) 病気（医師の診断書が必要）
- (2) 忌引（2親等以内の親族に限る。）
- (3) 就職試験
- (4) 交通機関の遅延（交通機関の遅延証明書が必要）
- (5) 他大学院入試（受験票のコピーが必要）
- (6) 資格取得（学科内容と密接に関係すると認められる重要な資格に限る。）
- (7) その他やむを得ない理由（教務委員長が判断したものに限る。）

- 2 追試験を願出する者は、追試験受験願を定期試験の期間終了後、所定期間内に学務課に提出しなければならない。ただし、追試験を願出する日までに、欠席届が学務課に提出されていなければならない。
- 3 追試験受験資格を認められた者及び試験日程・時間・場所等は、その都度公示する。
- 4 追試験の評価は定期試験に準ずる。
- 5 追試験を欠席した者については再度追試験を行うことはしない。

## (再試験)

第19条 定期試験の成績が不合格であった者で、科目担当教員が必要と認めた場合に限り、再試験を願出することができる。

- 2 再試験を願出する者は、再試験受験願に再試験受験料を添えて、所定期間内に学務課に提出しなければならない。
- 3 再試験受験資格を認められた者及び試験日程・時間・場所等は、その都度公示する。
- 4 再試験の評価は、原則として可又は不可とする。
- 5 再試験受験料は1科目につき1,000円とする。

## (受験制限)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 履修登録をしていない科目を受験しようとする者
- (2) 科目の出席時間数とその総時間数の3分の2に満たない者
- (3) 試験開始後30分以上遅刻した者
- (4) 学生証を所持していない者

## (仮受験票)

第21条 試験当日に学生証を所持していない者で、所定の手続により仮受験票の交付を受けた者は受験することができる。

- 2 仮受験票は交付当日のみ有効とする。

- 3 仮受験票交付手数料は別に定める。

(試験の規律)

第22条 試験において学生の遵守すべき事項はその都度公示する。

- 2 学生は試験会場においては試験監督者の指示に従わなければならない。
- 3 不正行為者は学則第40条により処分する。

第23条 成績及び単位は、その科目が修了した時点で次の全項目が満たされた場合に限り、科目担当教員が講義要項に基づき判定し付与する。

- (1) 定期試験及びその他に実施された試験を受験していること。又は科目担当教員の指示事項(レポート提出・実習試験等)が完全に満たされていること。
- (2) 不正行為がないこと。
- (3) 出席時間数とその総時間数の3分の2を満たしていること。
- (4) 定められた期日までに授業料及びその他の納付金を完納していること。
- 2 成績評価及び単位付与は、原則としてその学期内に行うものとする。
- 3 成績は、評価が行われた次の学期始めに学生に通知する。また科目によっては掲示により公示する場合がある。
- 4 各科目の成績評価は、教育部会の定めるところにより、「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階、「優」「良」「可」「不可」の4段階、または「合格」「不合格」の2段階の評価のいずれかとする。

## 第4章 進級制限

(2年への進級条件)

第24条 2年に進級するためには、1年末までの修得単位数が20単位以上でなければならない。

- 2 1年末までの修得単位数が20単位に満たない者は、1年に留年するものとする。

(3年への進級条件)

第25条 3年に進級するためには、2年末において次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 在学期間が2年以上であること。
- (2) 修得単位数が60単位以上であること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、在学期間の不足が半年を超えない者で前項第2号の条件を満たす者については、履修の遅滞を最小に留めるための特例措置として、3年に進級することができる。
- 3 第1項各号及び前項の条件を満たさない者は、2年に留年するものとする。

(4年への進級条件)

第26条 4年に進級するためには、3年末において次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 在学期間が3年以上であること。
  - (2) 必修・選択の区別なく、卒業に必要な単位数のうち未修得の合計が20単位以下であること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、在学期間の不足が半年を超えない者で前項第2号の条件を満たす者については、履修の遅滞を最小に留めるための特例措置として、4年に進級することができる。
- 3 第1項各号及び前項の条件を満たさない者は、3年に留年するものとする。

(進級判定)

第27条 3年末までの各学年末に、各人について進級判定を行う。

- 2 進級判定は学科会議の議を経て学科長がこれを行う。

## 第5章 学科・コース及び卒業研究

(情報学部における学科配属)

第28条 情報学部の学科配属は2年前期とする。

- 2 学生の学科振分けは、学科配属前の学期中に情報学部教授会の議を経て情報学部長がこれを行う。
- 3 学科配属の結果は、学務課において登録する。
- 4 学科登録された学生の氏名は学科配属前の学期末までに公示する。

(コース)

第29条 学科に次のコースを置く。

理工学部

機械工学科	ロボット工学コース 航空工学コース 自動車工学コース
電気電子工学科	電気工学コース 電子工学コース
物質生命科学科	バイオ食品科学コース 環境新素材コース

建築学科、土木工学科、及び情報学部にはコースを置かない

- 2 コース配属は、理工学部機械工学科は3年前期、理工学部電気電子工学科は3年前期、理

工学部物質生命科学科は2年後期とする。

- 3 学生のコース振分けは、コース配属前の学期中に学科会議の議を経て学科長がこれを行う。
- 4 コース振分けの結果は、学務課において登録する。
- 5 コース登録された学生の氏名はコース配属前の学期末までに公示する。
- 6 登録されたコースは、これを変更することは認めない。  
ただし、特別の理由により所属学科長に申し出があった場合は、学科会議の議を経て変更を認めることがある。
- 7 コース必修科目は、それぞれのコースにおいて必修科目と同等の扱いとする。

(卒業研究)

第30条 卒業研究は本学専任教員の指導のもとに行う。

- 2 卒業研究は論文として所定の期日までに指導教員に提出するものとする。提出された論文に基づき最終試験を行い、学科の議を経て指導教員が合否を判定する。

## 第6章 卒 業

(卒業の基準)

- 第31条 4年修了時において、学則第26条及び本則第2条第4項別表に定める卒業要件を満たし、定められた期日までに授業料及びその他の納付金を完納した者について、学則第32条の規定に基づき卒業の認定を行う。
- 2 他学科履修科目及び大学院履修科目による修得単位のうち、理工学部在籍する学生は20単位、情報学部在籍する学生は30単位までを卒業に必要な単位数に算入できるものとする。
- 3 大学院授業科目の履修を許可され、試験等に合格した者が当該授業科目の単位の修得を希望する場合には、願い出により単位の認定を行い、卒業に必要な単位数に算入できるものとする。ただし、本大学院の入学後に大学院の単位として認定を希望する者には、卒業に必要な単位数への算入を行わない。

(4年留年)

- 第32条 4年修了時において、学則第26条及び本則第2条第4項別表に定める卒業要件を満たすことのできない者は、4年に留年するものとする。
- 2 4年に留年した者の卒業の認定は、学則第32条の規定によるものとする。

## 附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第 2 条 3 項および別表、第 3 条、第 5 条 2 項、第 6 条 3 項、第 7 条、第 10 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条 2 項、第 29 条の規定は、平成 8 年度の入学生から適用し、平成 7 年度以前の入学生については、原則的になお従前の規定によるものとする。ただし平成 7 年度以前の入学生のうち、年度始めの修得単位数が 0 単位の者は、平成 8 年度以降の入学生と同等の扱いとする。
- 3 平成 7 年度以前の入学生に、平成 8 年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

## 附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第 23 条、第 25 条および別表の規定は、平成 11 年度の入学生から適用し、平成 10 年度以前の入学生については、原則的に従前の規定によるものとする。
- 3 平成 10 年度以前の入学生に、平成 11 年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の履修規則第25条、第28条および別表の規定は、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、原則的に従前の規定によるものとする。
- 3 平成11年度以前の入学生に、平成12年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第8条・第26条・第29条第2項、第3項及び別表の規定は、平成13年度入学生から適用し、平成12年度以前の入学生については、原則的に従前の規定によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、インターンシップについては、平成12年度以前の入学生も履修できるものとする。
- 4 平成12年度以前の入学生に、平成13年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第26条第1項、第29条第2項及び別表の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、原則的に従前の規定によるものとする。
- 3 平成14年度以前の入学生に、平成15年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第26条第1項及び別表の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、従前の規定によるものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第23条から第27条及び別表の規定は、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生については、従前の規定によるものとする。

## 附 則

この規則は、平成19年 2月 1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第27条第1項、第2項及び別表の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第27・28・29条の規定は、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の履修規則第7条の規定は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 前項の規定に係わらず、改正後の第2条並びに第29条第1項の理工学部に関する規定は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 前項の規定に係わらず、改正後の第2条並びに第29条第1項の物質生命科学科バイオ食品科学コースに関する規程は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については従前の規定によるものとする。

## 附 則

1. この規則は、平成31（2019）年 4月 1日から施行する。
2. 改正後の第2条の別表の授業科目年次配当表及び第7条の規定は、平成31（2019）年度入学生から適用し、平成30（2018）年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、電気電子工学科「セミナー基礎」及び建築学科「構造実験」については、平成29（2017）年度入学生から適用するものとする。
4. 前3項の規定にかかわらず、コンピュータシステム学科「データサイエンス演習1」、「データサイエンス演習2」、「データサイエンス実践演習1」、「データサイエンス実践演習2」、「データサイエンス入門」及び「海外研修プログラム」については、2020年度入学生から適用するものとする。

## 附 則

1. この規則は令和2年4月1日から施行する。
2. 改正後の第29条第2項の規定は、平成30年度入学生から適用し平成29年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

## 附 則

1. この規則は令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この規則は令和4年4月1日から施行する。
2. 改正後の第2条第4項の別表の授業科目年次配当表の規定は、令和4（2022）年度入学生から適用し、令和3（2021）年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、改正後の第2条第4項の別表において、情報学部情報デザイン学科のⅢ類科目として新設する「メディアアート1」及び「メディアアート2」については、令和3年度入学生から適用するものとする。

## 附 則

1. この規則は令和4年9月1日から施行する。

## 附 則

1. この規則は令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この規則は令和7年4月1日から施行する。



【Ⅱ類（学部共通専門基礎科目）】 全学部・全学科

クラス	◎:必修 ●:選択必修 ○:選択 自:自由科目 (斜線は不開講)							科目コード	科目名	単位数	毎週授業時間数								卒業要件 (最低履修単位数)	教職課程 ◆◎:必修 ◇○:選択									
	M	E	S	A	CV	C	D				1年		2年		3年		4年			M	E	S	A	CV	C情	C数			
											前	後	前	後	前	後	前	後											
数学分野	自	自	自	自	自	●	●	19580	基礎数学	3	2							情報学部は いずれか1科目選択  <機械工学科> 必修 9単位 選択必修 3単位 選択 12単位以上  <電気電子工学科> 必修 7単位 選択必修 3単位 選択 8単位以上  <物質生命科学科> 必修 1単位 選択必修 3単位 選択 8単位以上  <建築学科> 必修 1単位 選択必修 3単位 選択 8単位  <土木工学科> 必修 1単位 選択必修 3単位 選択 8単位  <コンピュータシステム学科> 必修 3単位 選択必修 3単位 選択 12単位以上  <情報デザイン学科> 必修 3単位 選択必修 3単位 選択 10単位以上											
	●	●	●	●	●	●	●	15410	微分積分/演習	3	2														◎				
	●	●	●	●	●	●	●	20830	微分積分/演習A	3	2																		
	●	●	●	●	●	●	●	20840	微分積分/演習B	3	2																		
	◎	○	○	○	○	○	○	18500	線形代数/演習	3	2																		
	○	○	○	○	○	○	○	12610	応用数学	2	1														◎				
	○	○	○	○	○	○	○	12730	微分方程式	2		1													○				
	○	○	○	○	○	○	○	12700	ベクトル解析	2		1													○				
○	○	○	○	○	○	○	15630	理工系教養の数学	2	1																			
理学分野	○	◎	/	○	○	○	○	18530	物理学1	2	1						<物質生命科学科> 必修 1単位 選択必修 3単位 選択 8単位以上  <建築学科> 必修 1単位 選択必修 3単位 選択 8単位												
	○	○	/	○	○	○	○	18560	化学	2	1																		
	○	○	/	○	○	○	○	18580	生物学	2	1																		
	○	○	/	○	○	○	○	18540	物理学2	2		1																	
情報系基礎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	12590	コンピュータ入門	1	1						<土木工学科> 必修 1単位 選択必修 3単位 選択 8単位  <コンピュータシステム学科> 必修 3単位 選択必修 3単位 選択 12単位以上	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆					
	◎	○	○	○	○	/	/	18590	プログラミング入門	1	1							◆	◆	◆	◆	◆							
	○	○	○	○	○	◎	◎	15570	コンピュータ構成概論	2	1																		
	○	○	○	○	○	○	○	20850	データサイエンス概論	2		1																	
	○	○	○	○	○	/	/	20860	プログラミング応用	1		1																	
科学技術系基礎	◎	◎	/	/	/	/	/	20870	工学基礎実験	2	2						<情報デザイン学科> 必修 3単位 選択必修 3単位 選択 10単位以上												
	◎	◎	/	/	/	/	/	15540	メカトロニクス基礎実験	2		2																	
	○	○	○	○	○	○	○	15460	科学実験1	1	集中																		
	○	○	○	○	○	○	○	15470	科学実験2	1	集中																		
理工学系基礎	○	○	○	○	○	/	/	15040	環境化学	2	1																		
	/	○	○	○	○	/	/	15590	工業材料とその性質	2			1																
	○	○	○	○	○	/	/	18600	環境と新エネルギー	2				1															
	○	○	○	○	○	○	○	18610	品質工学入門	2					1														
	○	○	○	○	○	○	○	18620	財務システム入門	2					1														

(注) 1. 記号のM:機械工学科 E:電気電子工学科 S:物質生命科学科 A:建築学科 CV:土木工学科

C:コンピュータシステム学科 D:情報デザイン学科を示す。

2. 「微分積分/演習A」「微分積分/演習B」履修者は併せて「基礎数学」を履修すること。

3. 「基礎数学」は理工学部においては自由科目(卒業単位数に算入しない)とする。

4. 情報学部は、「基礎数学」「微分積分/演習」「微分積分/演習A」「微分積分/演習B」のうち1科目以上履修しなければならない。

ただし、1科目は選択必修科目とし、それ以外の科目は選択科目として適用する。

その場合、「微分積分/演習」「微分積分/演習A」「微分積分/演習B」のうち、いずれか1科目のみの選択しかできない。



## 【Ⅲ類（学科専門科目）】 理工学部 電気電子工学科

系列	科目コード	科目名	単位数		毎週授業時限数								卒業要件 (最低履修単位数)	×:他学科履修不可						教職課程 ◆◎:必修 ◇○:選択
					1年		2年		3年		4年			M	S	A	CV	C	D	
					前	後	前	後	前	後	前	後								
必修	17000	電気電子工学入門	1		1														◎	
	13180	電気回路学1	2		1														◎	
	13190	電気回路学演習	1		1														◎	
	13200	基礎半導体工学	2			1													◎	
	13210	電磁気学1	2				1												◎	
	13230	電子回路学1	2			1													◎	
	11340	電子回路学演習	1			1													◎	
	10430	電子計測	2				1												◎	
	18820	電気電子基礎実験	2					2											◎	
	18830	電気電子工学実験	3						3										◎	
12960	セミナー	1												1						
10690	卒業研究	4											2	2						
必修コース	電気工学コース	19790	応用電気工学実験		3						3								◎	
	電子工学コース	19800	応用電子工学実験		3						3								◎	
選択	共通	13310	電気回路学2		2		1												○	
		13320	電気回路学3		2				1										○	
		13240	電磁気学2		2				1										○	
		13330	電子回路学2		2			1											○	
		11250	論理回路		2			1											○	
		20890	基礎プログラミング		2			1											○	
		20900	応用プログラミング		2				1										○	
		15090	マイクロプロセッサ応用		2					1									○	
		11350	センサ工学		2				1										○	
		15120	電気・電子材料		2					1									◎	
	21380	材料電気化学		2						1								○		
	20910	信号解析		2			1												○	
	20920	動的システム論		2			1												○	
	20660	セミナー基礎		1							1								○	
	電気工学コース	15200	電気法規		2					1										○
		20930	シーケンス制御		2					1										○
		13390	電子制御工学		2						1									○
		13420	電気機器		2					1										○
		15760	高電圧工学		2						1									○
		14710	電力システム		2							1								○
15180		パワーエレクトロニクス		2				1											○	
15190		電気応用		2							1								○	
15750	エネルギー伝送		2								1							○		
20940	電気製図		2						1									○		
電子工学コース	11110	半導体デバイス		2			1												○	
	15070	光エレクトロニクス		2				1											○	
	13370	集積回路工学		2				1											◎	
	19820	応用情報工学		2					1										○	
	13460	デジタル信号処理		2				1											○	
	13400	通信システム		2					1										○	
19840	メディア信号処理工学		2						1									○		
共通 教科の 指導法	16990	職業指導		2						1									◎	
	17870	工業科教育法Ⅰ		2					1										◎	
	17880	工業科教育法Ⅱ		2						1									◎	

(注) 選択科目中のコース科目は、他コースであっても履修できる。





## 【Ⅲ類（学科専門科目）】 理工学部 土木工学科

系列	科目コード	科目名	単位数		毎週授業時限数								卒業要件 (最低履修単位数)	×:他学科履修不可						教職課程 ◎:必修○:選択		
					1年		2年		3年		4年			M	E	S	A	C	D			
			必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後		前	後							
必修	全般	21390	土木工学概論	2		1									×	×	×	×	×	×	◎	
		21400	土木工学数理演習	2		1																◎
		21410	測量学	2			1															◎
		21420	測量実習	1				1														◎
		21430	土木工学実験1	2					2							×	×	×	×	×	×	◎
		21440	土木工学実験2	2						2						×	×	×	×	×	×	◎
		21450	卒業研究1	2										2								
		21460	卒業研究2	2											2							
	防災プロジェクト	21470	地球災害プロジェクト	2			1															
		21480	減災社会デザインプロジェクト	2				1														
		21490	静岡防災まちづくりプロジェクト	2						1												
	材料	21500	建設材料工学	2				1														◎
		21510	コンクリート構造	2					1													◎
	土質	21520	土質力学	2					1													◎
		21530	土質力学演習	2						1												◎
	水理	21540	水理学	2					1													◎
		21550	水理学演習	2						1												◎
	構造	21560	構造力学	2					1													◎
		21570	構造力学演習	2						1												◎
計画・マネジメント	21580	土木計画学	2						1												◎	
	21590	土木計画学演習	2							1											◎	
選択	未来志向型プロジェクト	21600	インフラネットワーク		2							1										
		材料	21610	維持管理工学		2						1										
	21620		耐震工学		2							1										
	土質	21630	地盤工学		2							1										○
		21640	土地地質学		2								1									
	水理	21650	流体理論		2						1											
		21660	海岸工学		2								1									
	土・水	21670	災害メカニズム		2								1									○
	構造	21680	構造デザイン		2								1									○
	計画・マネジメント	21690	インフラマネジメント論		2									1								○
	運輸	21700	モビリティデザイン		2								1									○
		21710	運輸施設工学		2									1								○
	環境衛生	21720	環境工学		2								1									◎
21730		環境保全工学		2										1							○	
共通科目	16990	職業指導		2								1									◎	
教科の指導法	17870	工業科教育法Ⅰ		2								1									◎	
	17880	工業科教育法Ⅱ		2									1								◎	

卒業に必要な単位に算入しない

卒業に必要な単位に算入しない  
工業1の教職免許取得希望者のみ履修可





【教育の基礎的理解に関する科目】 【道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目】  
【教育実践に関する科目】 【大学が独自に設定する科目】

科目の分類	科目コード	科目名	単位数		毎週授業時限数								卒業要件 (最低履修単位数)	教職課程 ▲:必修 △:選択	
			必修	選択	1年		2年		3年		4年				
					前	後	前	後	前	後	前	後			
教育の基礎的理解に関する科目	17820	教職概論－教職入門－	2	1											▲
	17830	教育原理	2	1											▲
	17840	教育心理学	2	1											▲
	17850	教育と社会	2	1											▲
	17860	教育課程論	2		1										▲
	20630	特別支援教育概論	1			集中									▲
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	21770	特別活動・総合的な探究の時間の指導法	2	1											▲
	17940	教育方法・技術論	1						1						▲
	21740	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1						1						▲
	17950	生徒・進路指導論	2					1							▲
	17960	教育相談	2					1							▲
教育実践に関する科目	18150	教職実践演習(高等学校)	2										1		▲
	17990	事前及び事後の指導	1										集中		▲
	18000	教育実習	2										集中		▲
大学が独自に設定する科目	17970	教職総合演習Ⅰ	1						1						▲
	17980	教職総合演習Ⅱ	1							1					△

これらの全ての科目は、卒業に必要な単位に算入しない。

(備考)

教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、所属学科で取得できる免許状の種類に応じて、本別表の中から、次に掲げる科目の単位を修得しなければならない。

なお、各学科で取得できる免許状の種類は次の通りである。

理工学部	機械工学科	高等学校教諭1種免許状(工業)
	電気電子工学科	高等学校教諭1種免許状(工業)
	物質生命科学科	高等学校教諭1種免許状(理科)
	建築学科	高等学校教諭1種免許状(工業)
	<u>土木工学科</u>	<u>高等学校教諭1種免許状(工業)</u>
情報学部	コンピュータシステム学科	高等学校教諭1種免許状(情報)、高等学校教諭1種免許状(数学)

【必修科目】

- 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」で全学科とも計25単位  
(本別表の「教職課程」欄に▲印が記されている科目の全て及び△印が記されている科目の1科目)
  - 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」⇒全学科とも24単位
  - 「大学が独自に設定する科目」⇒全学科とも1単位
- 「教育免許法施行規則第66条の6に定める科目」 全学科とも計8単位  
(本別表の「教職課程」欄に◆印が記されている科目と◇印で「何れか1科目選択必修」と記されている科目)
  - 「暮らしのなかの憲法」 2単位(全学科)
  - 「スポーツ1」及び「スポーツ2」または「スポーツ3」 計2単位(全学科)
  - 「英語コミュニケーション」 2単位(全学科)
  - 「コンピュータ入門」及び「プログラミング入門」または「プログラミング演習」計2単位(全学科)
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」  
(本別表の「教職課程」欄に◎印が記されている科目と○印で「何れか1科目選択必修」と記されている科目)
 

理工学部	機械工学科	3 1 単位
	電気電子工学科	3 1 単位
	物質生命科学科	3 3 単位
	建築学科	3 5 単位
	<u>土木工学科</u>	<u>3 9 単位</u>
情報学部	コンピュータシステム学科(情報)	2 6 単位
	コンピュータシステム学科(数学)	2 5 単位

【選択科目】

本別表の「教職課程」欄に○印が記されている科目と△印が記されている科目の中から

理工学部	機械工学科	3 単位以上
	電気電子工学科	3 単位以上
	物質生命科学科	1 単位以上
	建築学科	0 単位以上
	<u>土木工学科</u>	<u>0 単位以上</u>
情報学部	コンピュータシステム学科(情報)	8 単位以上
	コンピュータシステム学科(数学)	9 単位以上